

京都市告示第 43) 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第4項の規定に基づき告示します。

平成17年12月9日

京都市長 榎本頼兼

道路の種類	路線名	区間
市道	七本松通	中京区西ノ京星池町46番地の2から 中京区西ノ京小倉町17番地の17まで
市道	二条駅緯6号線	中京区西ノ京小倉町17番地の3から 中京区西ノ京小倉町17番地の17まで
市道	二条駅経6号線	中京区西ノ京梅尾町44番地の8から 中京区西ノ京梅尾町2番地の6まで

(建設局道路部道路管理課)